

漁船の輸出承認について

輸出注意事項 9 第 31 号 (9. 7. 1)
最終改正 : 輸出注意事項 26 第 2 号 (26. 1. 24)

輸出貿易管理令 (昭和 24 年政令第 378 号) 別表第 2 の 25 の項の中欄に掲げる船舶 (漁船) の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号) によるほか、平成 9 年 7 月 1 日から下記により行います。

なお、「漁船の輸出承認について」(昭和 62 年 11 月 10 日付け 62 機局第 748 号・輸出注意事項 62 第 17 号) は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 25 の項の中欄に掲げる船舶 (ろかい又は帆のみをもって運転するものを除く。) であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 漁ろう設備を有するもの
- (2) 漁獲物を原材料とする製品の製造設備を有するもの
- (3) 漁獲物の保蔵の設備を有するもの (漁場において漁獲物を積み込むことができる設備を有するものに限る。)

3 輸出承認の申請

- (1) 輸出承認申請書の提出先
輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。
- (2) 輸出承認申請の際の添付書類
 - ① 申請理由書 1 通
 - ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通
 - ③ 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証 1 通
 - ④ その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記 3 に従って行われたものであることを確認し、国際漁業協定等に基づく漁業秩序維持、漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、行うものとする。

5 その他

輸出貿易管理令別表第 1 の 12 の項 (1) に掲げる貨物に該当する場合は、同時に、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) 第 48 条第 1 項の規定に基づく輸出の許可を取得する必要がある。